

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div data-bbox="152 357 999 564" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《省略用語例》</p> <p>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> <p>措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）</p> <p>措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p>〔措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p> <p>70の2—1～70の2—8 （省略）</p> <p><u>70の2—8の2 既存住宅用家屋等が面積要件及び経過年数基準を満たすことの確認を受けるための書類</u></p> <p>70の2—9～70の2—15 （省略）</p> <p>〔措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係〕</p> <p>70の3—1～70の3—8 （省略）</p> <p><u>70の3—8の2 既存住宅用家屋等が面積要件及び経過年数基準を満たすことの確認を受けるための書類</u></p> <p>70の3—9～70の3—15 （省略）</p>	<p>（同左）</p> <p>〔措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p> <p>70の2—1～70の2—8 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の2—9～70の2—15 （同左）</p> <p>〔措置法第70条の3（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）関係〕</p> <p>70の3—1～70の3—8 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の3—9～70の3—15 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p> <p>（課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額又は特別住宅資金非課税限度額の算定）</p> <p>70の2—1の2 . . .</p> <p>ただし、特別非課税限度額の算定にあたっては、平成31年3月31日までに同項第6号に規定する住宅用の家屋の同項第1号に規定する新築等（以下「新築等」という。以下70の2—11までにおいて同じ。）に係る契約を締結して同条第1項の規定の適用を受けた非課税限度額は控除しないことに留意する。</p> <p>. . .</p> <p>（床面積の意義）</p> <p>70の2—5 措置法令第40条の4の2第1項及び第2項第1号に規定する家屋の床面積、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積、同条第6項第2号に規定する家屋の床面積並びに同号に規定する区分所有する部分の床面積については、70の3—5（（床面積の意義））（注）3を除く。）を準用する。</p> <p>（店舗兼住宅等の場合の床面積の基準の判定）</p> <p>70の2—6 措置法令第40条の4の2第1項及び第2項並びに同条第6項第2号に規定する床面積の基準の判定については、70の3—6（（店舗兼住宅等の場合の床面積基準の判定））を準用する。</p> <p>（既存住宅用家屋等が面積要件及び経過年数基準を満たすことの確認を受けるための書類）</p> <p>70の2—8の2 措置法令第40条の4の2第4項及び第9項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋が同条第4項第1号に掲げる要件に該当すること及び措置法第70条の2第2項第3号に規定する経過年数基準に適合することについて措置法規則第23条の5の2第4項第1号イ②に掲げる方法により確認を受ける場合の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表の第2号の下欄のイ②又は③に掲げる事項が記載された書類」とは、次のいずれかの事項が記載された書類をいい、その書類の種類及び様式は問わないことに留意する。</p> <p>(1) 当該住宅用家屋の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該住宅用家屋の家屋番号</p> <p>(2) 当該住宅用家屋に係る不動産登記規則第34条第2項に規定する不動産番号</p> <p>（「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義）</p>	<p>〔措置法第70条の2（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p> <p>（課税価格に算入されない住宅資金非課税限度額又は特別住宅資金非課税限度額の算定）</p> <p>70の2—1の2 . . .</p> <p>ただし、特別非課税限度額の算定にあたっては、平成31年3月31日までに同項第6号に規定する住宅用の家屋の同号に規定する新築等（以下「新築等」という。以下70の2—11までにおいて同じ。）に係る契約を締結して同条第1項の規定の適用を受けた非課税限度額は控除しないことに留意する。</p> <p>. . .</p> <p>（床面積の意義）</p> <p>70の2—5 措置法令第40条の4の2第1項第1号に規定する家屋の床面積、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積、同条第5項第2号に規定する家屋の床面積及び同号に規定する区分所有する部分の床面積については、70の3—5（（床面積の意義））（注）3を除く。）を準用する。</p> <p>（店舗兼住宅等の場合の床面積の基準の判定）</p> <p>70の2—6 措置法令第40条の4の2第1項及び同条第5項第2号に規定する床面積の基準の判定については、70の3—6（（店舗兼住宅等の場合の床面積基準の判定））を準用する。</p> <p>（新設）</p> <p>（「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義）</p>

改正後	改正前
<p>70の2—9 措置法令第40条の4の2第7項第4号に規定する「当該特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義については、70の3—9（（「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義）を準用する。</p> <p>（国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等）</p> <p>70の2—11 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3（登録の実施））第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条（一級建築士でなければならない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2（一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下70の3—11までにおいて同じ。）、指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21（（指定の公示等））第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項（（住宅性能評価））に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）又は住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条（（指定））第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第2号から同項第6号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(2) . . .</p> <p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第5項第7号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年3月31日付国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>(3) . . .</p>	<p>70の2—9 措置法令第40条の4の2第6項第4号に規定する「当該特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義については、70の3—9（（「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義）を準用する。</p> <p>（国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類等）</p> <p>70の2—11 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3（登録の実施））第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条（一級建築士でなければならない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2（一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理）第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下70の3—11までにおいて同じ。）、指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21（（指定の公示等））第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項（（住宅性能評価））に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）又は住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条（（指定））第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。以下70の3—11までにおいて同じ。）が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第2号から同項第6号までに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する書類</p> <p>(2) . . .</p> <p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が、平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第7号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類及び平成27年3月31日付国土交通省告示第482号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>(3) . . .</p>

改正後	改正前
<p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第5項第8号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類</p>	<p>措置法第70条の2第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の5の2第5項の証明の申請を受けた指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が平成24年3月31日付国土交通省告示第391号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の4の2第4項第8号に規定する修繕又は模様替に該当する旨を証する書類</p>
<p>〔措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p>	<p>〔措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p>
<p>（用語の定義）</p>	<p>（用語の定義）</p>
<p>70の2の2—1 . . .</p>	<p>70の2の2—1 . . .</p>
<p>(1) . . .</p>	<p>(1) . . .</p>
<p>(2) . . .</p>	<p>(2) . . .</p>
<p>(3) . . .</p>	<p>(3) . . .</p>
<p>(4) 贈与者 措置法第70条の2の2第12項に規定する贈与者をいう。</p>	<p>(4) 贈与者 措置法第70条の2の2第10項に規定する贈与者をいう。</p>
<p>(5) 教育資金非課税取消申告書 措置法令第40条の4の3第28項に規定する教育資金非課税取消申告書をいう。</p>	<p>(5) 教育資金非課税取消申告書 措置法令第40条の4の3第26項に規定する教育資金非課税取消申告書をいう。</p>
<p>(6) 教育資金非課税廃止申告書 措置法令第40条の4の3第31項に規定する教育資金非課税廃止申告書をいう。</p>	<p>(6) 教育資金非課税廃止申告書 措置法令第40条の4の3第29項に規定する教育資金非課税廃止申告書をいう。</p>
<p>(7) 教育資金管理契約に関する異動申告書 措置法令第40条の4の3第35項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書をいう。</p>	<p>(7) 教育資金管理契約に関する異動申告書 措置法令第40条の4の3第33項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書をいう。</p>
<p>（追加教育資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加教育資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力）</p>	<p>（追加教育資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加教育資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力）</p>
<p>70の2の2—4 . . .</p>	<p>70の2の2—4 . . .</p>
<p>(注) 1 . . .</p>	<p>(注) 1 . . .</p>
<p>2 . . .</p>	<p>2 . . .</p>
<p>3 <u>上記の教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書の提出には、措置法第70条の2の2第7項の規定に基づき、これらの申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を含むことに留意する（以下、70の2の2—5及び70の2の2—7において同じ。）。</u></p>	
<p>（郵便等により教育資金非課税申告書等の提出があった場合）</p>	<p>（郵便等により教育資金非課税申告書等の提出があった場合）</p>
<p>70の2の2—6 . . .</p>	<p>70の2の2—6 . . .</p>
<p>(注) 1 取扱金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による教育資金非課税申告書等を受理し</p>	<p>(注) 1 取扱金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による教育資金非課税申告書等を受理し</p>

改正後	改正前
<p>た場合には、当該教育資金非課税申告書等に当該営業所等における受理日付のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付印の日付を付記するものとする。</p> <p>2 措置法第70条の2の2第9項に規定する領収書等が郵便又は信書便により提出された場合については、上記に準じて取り扱って差し支えない。</p> <p>(領収書等に記載又は記録がされた金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算)</p> <p>70の2の2—8 取扱金融機関の営業所等は、措置法第70条の2の2第9項の規定により提出又は提供がされた同項に規定する領収書等に記載又は記録がされた金額が外国通貨により表示されている場合には、当該取扱金融機関の営業所等が確認した当該領収書等に記載又は記録がされた支払の年月日における最終の為替相場(取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。)により邦貨換算を行い同条第10項の記録を行うこととする。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</p> <p>70の2の2—9 贈与者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等は、<u>これらの信託又は贈与による受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等の取得</u>(以下、70の2の2—9において「<u>信託受益権等の取得</u>」という。)をした日の次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるところによることに留意する。</p> <p>1 <u>令和3年4月1日以後に信託受益権等の取得をした場合(令和3年3月31日以前の信託受益権等の取得もある場合を除く。)</u></p> <p>(1) <u>措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合</u> 次のイからホまでに定めるところによる。</p>	<p>た場合には、当該教育資金非課税申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付印の日付を付記するものとする。</p> <p>2 措置法第70条の2の2第7項に規定する領収書等が郵便又は信書便により提出された場合については、上記に準じて取り扱って差し支えない。</p> <p>(領収書等に記載又は記録がされた金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算)</p> <p>70の2の2—8 取扱金融機関の営業所等は、措置法第70条の2の2第7項の規定により提出又は提供がされた同項に規定する領収書等に記載又は記録がされた金額が外国通貨により表示されている場合には、当該取扱金融機関の営業所等が確認した当該領収書等に記載又は記録がされた支払の年月日における最終の為替相場(取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。)により邦貨換算を行い同条第8項の記録を行うこととする。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</p> <p>70の2の2—9 贈与者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等は、<u>次のとおりとなることに留意する。</u></p> <p>1 <u>当該贈与者の死亡前3年以内に、受贈者が、当該贈与者の行為により信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該受贈者が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けたとき</u> <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>(注) <u>上記の「取得」は、平成31年4月1日以後の取得に限ることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合</u> 次のイからホまでに定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 上記の「特定事由」とは次に掲げる場合(②又は③に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類(措置法第70条の2の2第9項に規定する電磁的記録を含む。)を次のイの贈与者死亡の届出と併せて提出又は提供した場合に限る。)をいう(以下70の2の2—9において同じ。)</p> <p>① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 雇用保険法第60条の2第1項((教育訓練給付金))に規定する教育訓練を受けている場合</p> <p>イ 贈与者死亡の届出(措置法第70条の2の2第12項第1号、下図1の(1)イ) . . .</p> <p>ロ 管理残額の相続税課税(措置法第70条の2の2第12項第2号、下図1の(1)ロ)</p> <p>当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税抛出资额から教育資金支出額(措置法第70条の2の2第19項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号ロに掲げる教育を受けるために学校等以外の者に直接支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下70の2の2—10までにおいて同じ。)を控除した残額として計算した金額(以下70の2の2—10までにおいて「管理残額」という。)を当該贈与者から相続(当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の2—9(1(1)ホ及び2(1)ホを除く。)において同じ。)により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税抛出资额} \\ \text{贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額(注1)} \end{array} \right] \times \frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税抛出资额(注2)}}$ <p>(注) 1 当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。</p> <p>2 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡に</p>	<p>(注) 上記の「特定事由」とは次に掲げる場合(②又は③に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類を次のイの贈与者死亡の届出と併せて提出した場合に限る。)をいう。</p> <p>① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 雇用保険法第60条の2第1項((教育訓練給付金))に規定する教育訓練を受けている場合</p> <p>イ 贈与者死亡の届出(措置法第70条の2の2第10項第1号) . . .</p> <p>ロ 管理残額の相続税課税(措置法第70条の2の2第10項第2号)</p> <p>当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税抛出资额から教育資金支出額(措置法第70条の2の2第17項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号ロに掲げる教育を受けるために学校等以外の者に直接支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下70の2の2—10までにおいて同じ。)を控除した残額として計算した金額(以下70の2の2—10までにおいて「管理残額」という。)を当該贈与者から相続(当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の2—9(ホを除く。)において同じ。)により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税抛出资额} \\ \text{贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額(注1)} \end{array} \right] \times \frac{\text{死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等(その死亡前3年以内に取得したものの(注2)に限る。)のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税抛出资额(注3)}}$ <p>(注) 1 当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の2第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。</p> <p>2 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。</p> <p>3 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡に</p>

改正後

つき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税
 拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち同条第1項
 本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分
 の価額を控除した残額となることに留意する。

ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第19項等、下
 図1の(1)ハ）

・・・

ニ 相続税額の2割加算（相続税法第18条、下図1の(1)ニ）

相続により取得したものとみなされる管理残額については、相続税法第18条（相続税額
 の加算）の規定の適用がある。

ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算（措置法第70条
 の2の2第12項第4号、下図1の(1)ホ）

・・・

(2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれかに該当する場合（下図2の(1)
 上記(1)イ（贈与者死亡の届出）及びハ（非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等）に
 同じ。

改正前

つき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税
 拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該他の贈与者
 の死亡前3年以内に取得をしたもの（※）に限る。）のうち同条第1項本文の規定の
 適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控
 除した残額となることに留意する。

※ 平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留
 意する。

ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第18項等）

・・・

ニ 相続税額の2割加算（措置法第70条の2の2第10項第4号）

管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条（相続
 税額の加算）の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算につい
 ては、次に掲げる算式により行う。

$$\begin{array}{l} \text{受贈者に係る} \\ \text{相続税額に加} \\ \text{算する金額} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{受贈者に係る相} \\ \text{続税法第17条の} \\ \text{規定により算出} \\ \text{した相続税額} \end{array} \right] \begin{array}{l} \text{管理残額に} \\ \text{対応する相} \\ \text{続税額(注)} \end{array} \times \frac{20}{100}$$

（注）管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\begin{array}{l} \text{受贈者に係る相続税法第} \\ \text{17条の規定により算出し} \\ \text{た相続税額} \end{array} \times \left[\frac{\text{A}}{\text{B}} \right]$$

A = 管理残額

B = 当該受贈者の相続税の課税価格

A/Bの割合が1を超える場合には、1とする。

ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算（措置法第70条
 の2の2第10項第5号）

・・・

(2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において上記(1)の特定事由のいずれかに該当する場合 上
 記(1)イ（贈与者死亡の届出）及びハ（非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等）に同
 じ。

改正後

(注) . . .

2 令和3年3月31日以前に信託受益権等の取得をした場合（下記3に該当する場合を除く。）

(1) 措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合 次のイからホまでに定めるところによる。

イ 贈与者死亡の届出（措置法第70条の2の2第12項第1号、下図1の(2)イ）

当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

ロ 経過措置管理残額の相続税課税（措置法第70条の2の2第12項第2号、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）附則第29条第2項、下図1の(2)ロ）

当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税抛出资额から教育資金支出額を控除した残額として計算した金額のうち次の算式により算出した金額（以下70の2の2—10までにおいて「経過措置管理残額」という。）を当該贈与者から相続により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。

$$\frac{(A - B \text{ (注1)})}{A \text{ (注2)}} \times \frac{C - (D + E)}{A \text{ (注2)}}$$

A = 贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税抛出资额

B = 贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額

C = 死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

D = Cのうち平成31年3月31日以前に取得した部分の価額

E = Cのうち平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得（当該贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものを除く。）した部分の価額

(注) 1 当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。

2 当該贈与者の死亡の日に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税抛出资额から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（当該他の贈与者の死亡前3年以内に限る。）又は令和3年4月1日以後に当該他の贈与者から取得をしたものに限る。）のうち同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

改正前

(注) . . .

改正後

改正前

ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第19項等、下図1の(2)ハ）

措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がない。

ニ 相続税額の2割加算（所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の措置法第70条の2の2第10項第4号、下図1の(2)ニ）

経過措置管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条（相続税額の加算）の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算については、次に掲げる算式により行う。

$$\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額} = \left(\begin{array}{l} \text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} \\ \text{経過措置管理残額に對する相応する相続税額（注）} \end{array} \right) \times \frac{20}{100}$$

（注）経過措置管理残額に對する相応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} \times \left[\frac{\text{経過措置管理残額} \times \left(\frac{A}{A+B} \right)}{\text{当該受贈者の相続税の課税価格}} \right]$$

A = 当該贈与者の死亡前3年以内に当該贈与者から取得した信託受益権又は金銭等（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の取得に限る。）のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額

B = 令和3年4月1日以後に当該贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額

ホ 経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算（措置法第70条の2の2第12項第4号、下図1の(2)ホ）

当該贈与者から相続又は遺贈により経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。）については、相続税法第19条の規定の適用がない。

(2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれかに該当する場合（下図2の(2)上記(1)イ（贈与者死亡の届出）及びハ（非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等）に同じ。）

改正後						改正前					
<p>(注) 上記1ロ((管理残額の相続税課税)) (ニ((相続税額の2割加算))及びホ((経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算))を含む。)の適用はないことに留意する。</p> <p>3 平成31年3月31日以前又は平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間(当該贈与者の死亡前3年以内を除く。)の信託受益権等の取得のみである場合(下図1の(3)及び下図2の(3)) 上記2(1)ハ((非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等))に同じ。</p> <p>(注) 上記2(1)イ((贈与者死亡の届出))及びロ((経過措置管理残額の相続税課税)) (ニ((相続税額の2割加算))及びホ((経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算))を含む。)の適用はないことに留意する。</p>						<p>2 上記1に掲げる場合以外の場合 上記(1)ハ((非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等))に同じ。</p> <p>(注) 上記(1)イ((贈与者死亡の届出))及びロ((管理残額の相続税課税)) (ニ((相続税額の2割加算))及びホ((管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算))を含む。)の適用はないことに留意する。</p>					
<p>〔図1〕 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等 (特定事由のいずれにも該当しない場合)</p>											
課税関係等		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	イ		ロ	ハ	ニ
信託受益権等の取得をした日		贈与者死亡の届出	(経過措置)管理残額の相続税課税	非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等	相続税額の2割加算	(経過措置)管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算	イ		ロ	ハ	ニ
(1) 令和3年4月1日以後の取得のみ(令和3年3月31日以前の取得もある場合を除く。)		必要	課税あり	適用なし	加算あり	適用なし	イ		ロ	ハ	ニ
(2) 令和3年3月31日以前の取得あり(下記(3)に該当する場合を除く。)		必要	一定期間の取得分限り課税あり(注1)	適用なし	一定期間の取得分限り加算あり(注2)	適用なし	イ		ロ	ハ	ニ
(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間(贈与者の死亡前3年以内を取得したものではない場合に限る。)		不要	課税なし	適用なし	適用なし	適用なし	イ		ロ	ハ	ニ

改正後	改正前
-----	-----

(注) 1 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内に限る。）及び令和3年4月1日以後の取得分に限る。
 2 令和3年4月1日以後の取得分に限る。

[図2] 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等（特定事由に該当する場合）

課税関係等 信託受益権等の取得をした日	イ 贈与者 死亡の 届出	ロ (経過措置) 管理残額の 相続税課税	ハ 非課税適用 額の相続開 始前3年以 内贈与加算 等	ニ 相続税額の 2割加算	ホ (経過措置)管理 残額以外の財産 を取得しなかつ た者の相続開始 前3年以内贈与 加算
(1) 令和3年4月1日以後の取得のみ（令和3年3月31日以前の取得もある場合を除く。）	必要	課税なし	適用なし	/	/
(2) 令和3年3月31日以前の取得あり（下記(3)に該当する場合を除く。）	必要	課税なし	適用なし		
(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から 令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内に取得したものではない場合に限る。）	不要	課税なし	適用なし		

(教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)
 70の2の2—10 措置法第70条の2の2第14項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額（同条第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額及び経過措置管理残額を含む。）を控除した残額があるときの当該残額に係

(教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)
 70の2の2—10 措置法第70条の2の2第12項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額（同条第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。）を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、

改正後	改正前
<p>る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>① 受贈者が30歳に達したこと（当該受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合において、受贈者がこれらの場合に該当することについて措置法令第40条の4の3第22項の規定により取扱金融機関の営業所等に<u>届出書を提出</u>（同条第24項の規定による当該届出書に記載すべき事項についての電磁的方法による提供を含む。）したときを除く。）。</p> <p>② 受贈者（30歳以上の者に限る。③において同じ。）が、その年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練を受けた日があることを措置法令第40条の4の3第23項の規定により取扱金融機関の営業所等に<u>届出書を提出</u>（同条第24項の規定による当該届出書に記載すべき事項についての電磁的方法による提供を含む。）しなかったこと。</p> <p>③ ・・・</p> <p>④ ・・・</p> <p>2 ・・・</p> <p>3 ・・・</p> <p>※1 当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、<u>当該死亡した贈与者から取得をしたもの（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（当該贈与者の死亡前3年以内に限る。）又は令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等に限る。）</u>を除くことに留意する。</p> <p>※2 当該教育資金管理契約の終了の日前に死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税抛出资额から当該死亡した贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（当該贈与者の死亡前3年以内に限る。）又は令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等に限る。）のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。</p> <p>4 ・・・</p>	<p>次の表のとおりとなることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>① 受贈者が30歳に達したこと（当該受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合において、受贈者がこれらの場合に該当することについて措置法令第40条の4の3第22項の規定により取扱金融機関の営業所等に<u>届け出た</u>ときを除く。）。</p> <p>② 受贈者（30歳以上の者に限る。③において同じ。）が、その年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練を受けた日があることを措置法令第40条の4の3第23項の規定により取扱金融機関の営業所等に<u>届け出</u>なかったこと。</p> <p>③ ・・・</p> <p>④ ・・・</p> <p>2 ・・・</p> <p>3 ・・・</p> <p>※1 当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、<u>当該死亡前3年以内に取得をしたもの(※)</u>を除くことに留意する。</p> <p>※ <u>平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。</u></p> <p>※2 当該教育資金管理契約の終了の日前に死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税抛出资额から当該死亡した贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（<u>当該死亡前3年以内に取得をしたもの(※)</u>に限る。）のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。</p> <p>※ <u>平成31年4月1日前に取得をした信託受益権又は金銭等は含まれないことに留意する。</u></p> <p>4 ・・・</p>

改正後	改正前
<p>(教育資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p> <p>70の2の2—11 措置法第70条の2の2第15項に規定する事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了し同項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</p> <p>なお、措置法第70条の2の2第15項に規定する事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了し、同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(教育資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関の営業所等)</p> <p>70の2の2—12 措置法令第40条の4の3第34項の規定により教育資金管理契約に基づく事務の移管が可能な取扱金融機関の営業所等は、同一の取扱金融機関内の営業所等に限られることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>70の2の3—1 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) 贈与者 措置法第70条の2の3第12項に規定する贈与者をいう。</p> <p>(5) . . .</p> <p>(追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力)</p> <p>70の2の3—4 . . .</p>	<p>(教育資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p> <p>70の2の2—11 措置法第70条の2の2第13項に規定する事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了し同項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</p> <p>なお、措置法第70条の2の2第13項に規定する事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了し、同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(教育資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関の営業所等)</p> <p>70の2の2—12 措置法令第40条の4の3第32項の規定により教育資金管理契約に基づく事務の移管が可能な取扱金融機関の営業所等は、同一の取扱金融機関内の営業所等に限られることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)関係〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>70の2の3—1 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) 贈与者 措置法第70条の2の3第10項に規定する贈与者をいう。</p> <p>(5) . . .</p> <p>(追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加結婚・子育て資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力)</p> <p>70の2の3—4 . . .</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 . . . 2 . . . 3 <u>上記の結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書の提出には、措置法第70条の2の3第7項の規定に基づき、これらの申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を含むことに留意する（以下、70の2の3—5及び70の2の3—7において同じ。）。</u></p>	<p>(注) 1 . . . 2 . . .</p>
<p>(郵便等により結婚・子育て資金非課税申告書等の提出があった場合)</p> <p>70の2の3—6 . . .</p> <p>(注) 1 取扱金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による結婚・子育て資金非課税申告書等を受理した場合には、当該結婚・子育て資金非課税申告書等に当該営業所等における受理日付のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付印の日付を付記するものとする。</p> <p>2 措置法第70条の2の3第9項に規定する領収書等が郵便又は信書便により提出された場合については、上記に準じて取り扱って差し支えない。</p>	<p>(郵便等により結婚・子育て資金非課税申告書等の提出があった場合)</p> <p>70の2の3—6 . . .</p> <p>(注) 1 取扱金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による結婚・子育て資金非課税申告書等を受理した場合には、当該結婚・子育て資金非課税申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付印の日付を付記するものとする。</p> <p>2 措置法第70条の2の3第7項に規定する領収書等が郵便又は信書便により提出された場合については、上記に準じて取り扱って差し支えない。</p>
<p>(領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算)</p> <p>70の2の3—8 取扱金融機関の営業所等は、措置法第70条の2の3第9項の規定により提出された同項に規定する領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合には、当該取扱金融機関の営業所等が確認した当該領収書等に記載された支払の年月日における最終の為替相場（取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。）により邦貨換算を行い同条第10項の記録を行うこととする。</p> <p>(注) . . .</p>	<p>(領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算)</p> <p>70の2の3—8 取扱金融機関の営業所等は、措置法第70条の2の3第7項の規定により提出された同項に規定する領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合には、当該取扱金融機関の営業所等が確認した当該領収書等に記載された支払の年月日における最終の為替相場（取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。）により邦貨換算を行い同条第8項の記録を行うこととする。</p> <p>(注) . . .</p>
<p>(結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</p> <p>70の2の3—9 . . .</p> <p>(1) 当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（同条第18項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号イに掲げる結婚に際して支出する費用については、300万円を限度とする。以下70の2の3—10までにおいて同じ。）を控除した残額として計算した金額（以下70の2の3—10までにおいて「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の3—9 (4)を除く。）において同じ。）により</p>	<p>(結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等)</p> <p>70の2の3—9 . . .</p> <p>(1) 当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（同条第16項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号イに掲げる結婚に際して支出する費用については、300万円を限度とする。以下70の2の3—10までにおいて同じ。）を控除した残額として計算した金額（以下70の2の3—10までにおいて「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の3—9 (4)を除く。）において同じ。）により</p>

改正後

取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。

・・・

(注) 1 措置法令第40条の4の4第20項後段の規定による訂正があった場合には、その訂正後の金額とし、当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の3第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。

2 ・・・

(2) ・・・

(3) 管理残額を相続により取得したものとみなされる場合(死亡した贈与者から令和3年3月31日以前に取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合に限る(注1。))における相続税法第18条(相続税額の加算)の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算については、次に掲げる算式により行う。

$$\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額} = \left[\begin{array}{l} \text{受贈者に係る相続税} \\ \text{法第17条の規定により算出した相続税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{管理残額に対} \\ \text{応する相続税} \\ \text{額(注2)} \end{array} \right] \times \frac{20}{100}$$

(注) 1 当該贈与者からの信託受益権又は金銭等の取得が令和3年4月1日以後のみである場合には、上記の算式による計算を行う必要がないことに留意する。

2 管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} \times \frac{A}{B}$$

$$A = \text{管理残額} \times \left[\frac{\text{令和3年3月31日以前に当該贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額}}{\text{当該贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額}} \right]$$

B = 当該受贈者の相続税の課税価格

改正前

取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。

・・・

(注) 1 措置法令第40条の4の4第19項後段の規定による訂正があった場合には、その訂正後の金額とし、当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の3第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。

2 ・・・

(2) ・・・

(3) 管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条(相続税額の加算)の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算については、次に掲げる算式により行う。

$$\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額} = \left[\begin{array}{l} \text{受贈者に係る相続税} \\ \text{法第17条の規定により算出した相続税額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{管理残額に対} \\ \text{応する相続税} \\ \text{額(注)} \end{array} \right] \times \frac{20}{100}$$

(注)

管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} \times \frac{A}{B}$$

A = 管理残額

B = 当該受贈者の相続税の課税価格

改正後	改正前
<p>A/Bの割合が1を超える場合には、1とする。</p> <p>(4) . . .</p> <p>(結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)</p> <p>70の2の3—10 措置法第70条の2の3第13項の規定により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額（同条第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。）を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。</p> <p>. . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 措置法第70条の2の3第13項第2号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(結婚・子育て資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p> <p>70の2の3—11 措置法第70条の2の3第13項第1号又は第3号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し同条第14項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該課税価格に算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</p> <p>なお、措置法第70条の2の3第13項第1号又は第3号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し、同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>〔措置法第70条の3（(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)関係〕</p> <p>〔既存住宅用家屋等が面積要件又は経過年数基準を満たすことの確認を受けるための書類〕</p>	<p>A/Bの割合が1を超える場合には、1とする。</p> <p>(4) . . .</p> <p>(結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)</p> <p>70の2の3—10 措置法第70条の2の3第11項の規定により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額（同条第10項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。）を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。</p> <p>. . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 措置法第70条の2の3第11項第2号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(結婚・子育て資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p> <p>70の2の3—11 措置法第70条の2の3第11項第1号又は第3号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し同条第12項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該課税価格に算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</p> <p>なお、措置法第70条の2の3第11項第1号又は第3号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了し、同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>〔措置法第70条の3（(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)関係〕</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の3—8の2</u> 措置法令第40条の5第3項及び第7項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋が同条第3項第1号に掲げる要件に該当すること及び措置法第70条の3第3項第3号に規定する経過年数基準に適合することについて措置法規則第23条の6第4項第1号イ(2)に掲げる方法により確認を受ける場合の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表の第2号の下欄のイ(2)又は(3)に掲げる事項が記載された書類」とは、次のいずれかの事項が記載された書類をいい、その書類の種類及び様式は問わないことに留意する。</p> <p>(1) 当該住宅用家屋の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該住宅用家屋の家屋番号</p> <p>(2) 当該住宅用家屋に係る不動産登記規則第34条第2項に規定する不動産番号</p>	